十三　平成二十八年総務省告示第一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～14　略］	［1～14　同左］
15　削除	15　(1)　埼玉県さいたま市岩槻区西町2－5－40　(67.80) (2)　埼玉県春日部市大字谷原新田字中通耕地2007－2　(51.00) / 北緯35度57分12秒東経139度41分26秒の地点と北緯35度57分48秒東経139度44分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［16～32　略］	［16～32　同左］
［2～4　略］	［2～4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

十四　令和二年総務省告示第二百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1　略］	［1　同左］
2　放送業務用伝搬障害防止区域	2　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～11　略］	［1～11　同左］
12　(1)　大阪府大阪市港区弁天1－2－1　(189.00) (2)　大阪府堺市東区石原町3－8　(113.40) / 北緯34度40分09秒東経135度27分40秒の地点と北緯34度33分06秒東経135度31分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域	12　(1)　大阪府大阪市港区弁天1－2－4－400　(189.00) (2)　大阪府堺市東区石原町3－8　(113.40) / 北緯34度40分09秒東経135度27分40秒の地点と北緯34度33分06秒東経135度31分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［13～15　略］	［13～15　同左］
［3・4　略］	［3・4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	